

< 継続 >

ご提出書類

- ・山形県学校生活協同組合ご退職に伴う確認書（継続・脱会共通）
- ・預金口座振替依頼書（ご退職の方のみ）

再任用予定で
保険にご加入中
(ご継続)の方は、
学校生協の組合員を
継続で
ご提出お願
いいたします。

1

山形県学校生活協同組合ご退職に伴う確認書 (継続・脱会共通) 表面

継続加入いたします。に○を記入する。
<継続用>
継続加入申込書を記入する。

2

預金口座振替依頼書

山形銀行・きらやか銀行・荘内銀行・
東北労働金庫・ゆうちょ銀行・北都信組
よりご選択の上、口座情報を記入する。
(再任用の方は給与控除のため、ご提出不要です。)

総合福祉制度『きずな』について

学校生協の組合員を継続の場合
は、総合福祉制度『きずな』の中で、
グループ共済「きずな」・
きずな給付継続コース・医療保障
保険制度・重病克服支援制度・
メディカルONE+・医療費支援
制度は、**自動継続**となります。

長期療養収入補償制度・リビング
リスク総合補償制度は、継続不
可のため、自然脱退となります。

学生協組合員継続

総合福祉制度『きずな』

自動継続	継続不可(自然脱退)
○グループ共済「きずな」	○長期療養収入補償制度
○医療費支援制度	○リビングリスク総合補償制度
○医療保障保険制度	
○メディカルONE+	
○重病克服支援制度	
○きずな給付継続コース	

※一部解約をご希望の方は、学校生協にご連絡ください。
解約書類をお送りいたします。

< 脱会 >

ご提出書類

- ・山形県学校生活協同組合ご退職に伴う確認書（継続・脱会共通）

※ 出資証券につきましては、ご提出いただく必要はございません。

お手数ですが、お手元にお持ちの出資証券は破棄していただきますようお願いいたします。

1

山形県学校生活協同組合ご退職に伴う確認書 (継続・脱会共通) 裏面

表面の脱会いたします。に○を記入する。
<脱会用>(裏面)
出資金・利用割戻金返還請求書を記入する。

総合福祉制度『きずな』について

総合福祉制度『きずな』の全ての制度は、
自然脱退となります。
ご提出書類は、不要です。

総合福祉制度『きずな』

- グループ共済「きずな」
- きずな給付継続コース
- 医療保障保険制度
- 重病克服支援制度
- メディカルONE+
- 医療費支援制度
- 長期療養収入補償制度
- リビングリスク総合補償制度

出資証券の破棄

◆ 発行年度により、2種類の証券がございます。

また証券発行は、2008年3月31日付以前までで、それ以降は発行しておりません。

2008年度以降の出資証券廃止に伴い、出資証券の効力は無効となっておりますので
お手持ちの出資証券は破棄していただきますようお願いいたします。



<昭和51年3月31日付まで発行>



<昭和52年7月31日付から発行>

**出資金・利用割戻金の返還につきましては、
2026年7月下旬頃を予定しております。**

ご退職後も、ご請求や出資金返還等に関して、学校生協からご連絡する場合がございます。
ご退職後に転居されるご予定の場合は、転居先や日中繋がるご連絡先などを明記していただけますようお願いいたします。

学校生協組合員 繼続・脱会について

＜手続き書類をご提出する必要のある方＞

- ・学校生協の組合員で、今年度ご退職予定の方。または、再任用を終了される方。
- ・総合福祉制度「きずな」・訴訟費用保険・保険の団体扱いにご加入いただいている方。

※組合員が不明な場合は、同封の組合員名簿でご確認ください。

※ 保険にご加入の方は、遡及解約はできませんので必ずお手続きください。

万一、お手続きが遅れた場合には、既経過保険料につきましてはお支払いいただく場合がございますのでご了承ください。

	継続	脱会
利 出 資 金 割 戻 金	<ul style="list-style-type: none"> 脱会を希望されるまで、お預かりさせていただきます。 利用割戻金も、現職時同様に積み立てさせていただきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 総代会後（7月下旬頃）に、業務用口座へご返金させていただきます。（品代金・保険料等の未納がある場合は、お支払いいただいた後の返金となります。）
保 険	<p><u>KK保険・長期療養収入補償制度・リビングリスク総合補償制度・訴訟費用保険は自然脱退となり、継続出来なくなります。</u> (保障期間は4月末日、訴訟費用保険のみ3月末日となります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> アフラック生命・がん補償プラン 三井住友海上火災保険は、団体扱い自動継続となります。 上記以外の民間保険（注1）は、各保険会社との直接契約に変更となります。 各保険会社より、ご退職後のお支払い方法についての確認書類が送付されます。 (注1) 民間保険団体扱い対象保険会社 日本生命、朝日生命、富国生命、大樹生命、住友生命、第一生命、明治安田生命、アフラック生命、旧AIGスター生命、旧AIGエジソン生命、簡易保険、かんぽ生命、三井住友海上火災保険 	<ul style="list-style-type: none"> すべての民間保険（注1）は、各保険会社との直接契約に変更になります。 各保険会社よりご退職後のお支払い方法についての確認書類が送付されます。 (注1) 民間保険団体扱い対象保険会社 日本生命、朝日生命、富国生命、大樹生命、住友生命、第一生命、明治安田生命、アフラック生命、旧AIGスター生命、旧AIGエジソン生命、簡易保険、かんぽ生命、三井住友海上火災保険
	<ul style="list-style-type: none"> 総合福祉制度『きずな』の中で、グループ共済「きずな」・きずな給付継続コース 医療保障保険制度・重病克服支援制度 メディカルONE+・医療費支援制度は、自動継続となります。 <p>※総合福祉制度『きずな』の解約をご希望の方は、学校生協へご連絡ください。 解約書類を郵送させていただきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 総合福祉制度『きずな』の全ての制度は、自然脱退となります。 <p>◇総合福祉制度『きずな』 グループ共済「きずな」・きずな給付継続コース・ 医療保障保険制度・重病克服支援制度・メディカルONE+・ 医療費支援制度・長期療養収入補償制度・ リビングリスク総合補償制度</p>
学校生協の利用	<ul style="list-style-type: none"> 商品・灯油の共同購入・ガソリンカード等、現職時と同様にご利用いただけます。 カタログは、ご希望によりご自宅へ配送いたします。 	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、学校生協をご利用出来なくなります。 カタログをご自宅に配送している方は、配送停止させていただきます。 ガソリンカード・灯油カードをお持ちの方は、カードに切り込みを入れて破棄してください。
再任用	<ul style="list-style-type: none"> 現職時と同様にご利用いただけます。 ご加入いただいている保険、団体扱い保険は全て自動継続となります。(県控除可能な方のみ) <p>※総合福祉制度『きずな』・訴訟費用保険の解約をご希望の方は、学校生協へご連絡ください。 解約書類を郵送させていただきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 上記「脱会」欄同様に、学校生協をご利用できなくなります。 <p>⚠️ 保険にご加入中（ご継続）の方は、学校生協の組合員を継続でご提出をお願いいたします！</p>

お支払い方法 (継続の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ご退職される方は、口座引き落としとなりますので、引き落とし口座をご登録ください。 再任用される方は、給与控除になります。
-------------------	---

ご退職予定の皆様へ ご退職のお手続きのご案内

ご退職に伴い学校生協での「ご退職のお手続き」についてご案内をさせていただきます。

前年度はご登録いただいているご年齢に応じて、学校生協より「ご退職のお手続き」をご案内させていただいておりました。今年度につきましては、定年の段階的引き上げのため、ご退職予定の方よりご連絡をいただかなければ判別できない状況となっております。

ご退職される前に「学校生協組合員」・「保険契約」等の継続・脱会のお手続きが必要になります。学校生協の組合員をご継続いただけますと、今後も学校生協のサービスをご利用いただけます。（一部サービスを除く）詳しくは、裏面をご覧ください。

尚、ご退職のお手続きが遅れますと、保険料が未納になってしまふなどご迷惑をお掛けしてしまうこともあります。

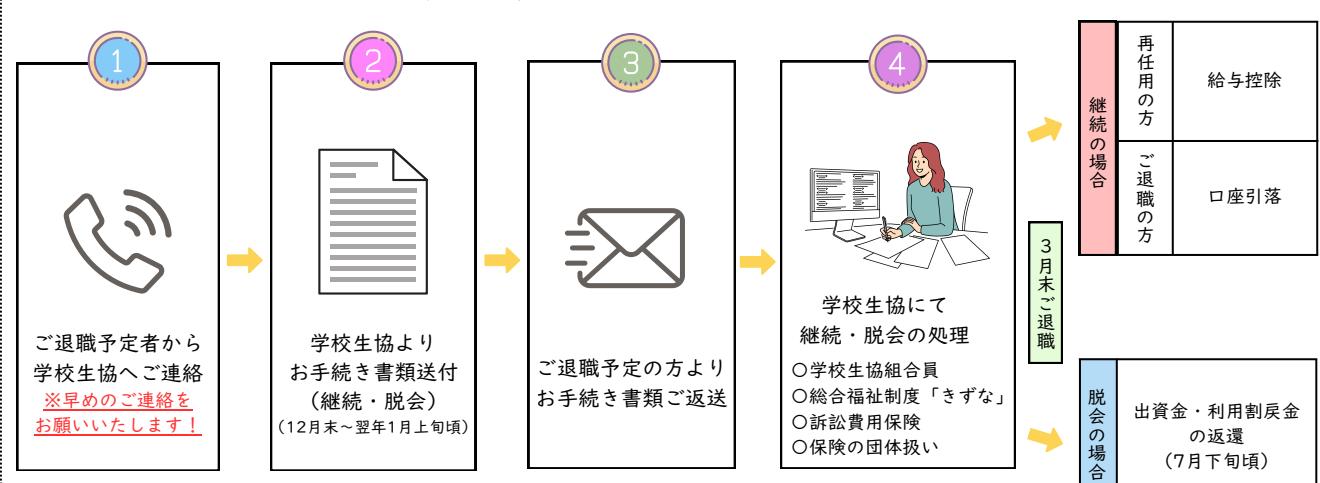
お忙しい中大変恐縮ではございますが、ご退職のご意向がございましたら、学校生協までご連絡をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

尚、正式発表までご内密にされたい場合は、その旨をお伝えください。

＜学校生協へのご連絡について＞

※早期ご退職の方に関しましては、異動発表前のご連絡になりますので、個人のご判断でお願いいたします。

学校生協 ご退職お手続きの流れ



※前月に4月の給与控除請求データ作成の為、申し訳ございませんが2月末までご連絡いただけますようお願いいたします。
ご連絡が遅れますと、4月のご請求内容でご迷惑をお掛けすることがございますのでご了承ください。

※下記団体につきましては、また別にお手続きが必要となりますので、各団体へお問合せください。
山形県教職員組合・教職員共済生活協同組合・日本教育公務員弘済会・山形県教育会館

〒990-0831 山形市西田3丁目15番16号

フリーダイヤル 0120-20-5671

ホームページのお問合せホームからも
ご連絡いただけます。

